

IV その他の支援

- 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(3) 国民年金保険料の免除等

支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により相当程度収入が下がった者を対象に、国民年金保険料を免除・納付猶予します。
対象者	以下の2点をいずれも満たす方 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（様式）または、国民年金保険料学生納付特例申請（様式） ・所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））（様式） ・学生証のコピー（学生の場合）
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市環境福祉部市民窓口課 津山市山北520（津山市役所本庁舎1階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
問い合わせ先（申請先）	津山市環境福祉部市民窓口課 （電話）0868-32-2072 津山年金事務所 （電話）0868-31-2360
備考	所得の申立書に記載された所得見込額の内容を明らかにすることができる書類（業務帳簿・給与明細書等）について、申請時に添付の必要はありませんが後日、日本年金機構から提出が求められる場合がありますので、承認後2年間関係書類を保管しておいてください。